

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (5件) ( " )	1
○告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (5件) ( " )	2

告 示

**高知県告示第227号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
209-97-023	赤毛川	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおり）	土石流
209-97-232	三崎浦（3）	土佐清水市三崎（別紙図面のとおり）	土石流
209-97-501	内沢	土佐清水市大岐（別紙図面のとおり）	土石流
209-97-517	木野子畑（1）	土佐清水市下益野（別紙図面のとおり）	土石流
209-98-004	戒谷川（2）	土佐清水市窪津及び津呂（別紙図面のとおり）	土石流

		り)	
209-98-205	トクダニ川	土佐清水市足摺岬及び大谷（別紙図面のとおり）	土石流
209-99-204	イデ谷川	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおり）	土石流
209-99-501	足摺岬（3）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおり）	土石流
209-99-502	足摺岬（4）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおり）	土石流
I-4089	以布利（2）	土佐清水市以布利（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4097	足摺岬（2）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4098	足摺（東）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4102	大岩	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4107	松尾中	土佐清水市松尾（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4108	松尾（1）	土佐清水市松尾（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4113	大浜（中）	土佐清水市大浜（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4116	東谷	土佐清水市中浜（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4123	小碓	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4126	浦尻（3）	土佐清水市浦尻及びグリーンハイツ（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

I-4127	浦尻	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-4135	市場町	土佐清水市市場町、寿町、栄町及び清水（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-8384	津呂（2）	土佐清水市窪津（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-8412	小江町（3）	土佐清水市小江町、清水及び浜町（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第228号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成23年9月30日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-4127	浦尻	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第229号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成26年9月16日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

209-97-023	赤毛川	土佐清水市旭町及び浦尻（別紙図面のとおりに）	土石流
I-4123	小碓	土佐清水市浦尻（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4126	浦尻（3）	土佐清水市浦尻及びグリーンハイツ（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4135	市場町	土佐清水市市場町、寿町、栄町及び清水（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8412	小江町（3）	土佐清水市小江町、清水及び浜町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4113	大浜（中）	土佐清水市大浜（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4116	東谷	土佐清水市中浜（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第230号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成27年12月22日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-4089	以布利（2）	土佐清水市以布利（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第231号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成29年3月17日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
209-97-232	三崎浦（3）	土佐清水市三崎（別紙図面のとおりに）	土石流

**高知県告示第232号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成31年4月16日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
209-99-204	イデ谷川	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおりに）	土石流
209-99-501	足摺岬（3）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおりに）	土石流
209-99-502	足摺岬（4）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおりに）	土石流
209-98-004	戒谷川（2）	土佐清水市津津及び津呂（別紙図面のとおりに）	土石流
209-98-205	トクダニ川	土佐清水市足摺岬及び大谷（別紙図面のとおりに）	土石流

209-97-501	内沢	土佐清水市大岐（別紙図面のとおりに）	土石流
209-97-517	木野子畑（1）	土佐清水市下益野（別紙図面のとおりに）	土石流
II-8384	津呂（2）	土佐清水市津津（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4107	松尾中	土佐清水市松尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4108	松尾（1）	土佐清水市松尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4097	足摺岬（2）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4098	足摺（東）	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-4102	大岩	土佐清水市足摺岬（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第233号**

平成23年9月高知県告示第644号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

表のI-4127の項を削る。

**高知県告示第234号**

平成26年9月高知県告示第535号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

表の209-97-023の項、I-4123の項、I-4126の項、I-4135の項、II-8412の項、I-4113の項及びI-4116の項を削る。

**高知県告示第235号**

平成27年12月高知県告示第712号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

表のI-4089の項を削る。

**高知県告示第236号**

平成29年3月高知県告示第182号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

表の209-97-232の項を削る。

**高知県告示第237号**

平成31年4月高知県告示第263号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

表の209-99-204の項、209-99-501の項、209-99-502の項、209-98-004の項、209-98-205の項、209-97-501の項、209-97-517の項、II-8384の項、I-4107の項、I-4108の項、I-4097の項、I-4098の項及びI-4102の項を削る。